

成田市介護職員定着支援補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、介護サービス事業所に就業する者に対し、予算の範囲内において介護職員定着支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護サービス事業所において中心的役割を担う介護職員の定着を支援し、もって介護サービスの安定した提供に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所 介護サービス事業者が事業を行う事業所又は運営する介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。次号において同じ。）であって、市内に所在するものをいう。

(2) 介護サービス事業者 次のいずれかに該当する事業を行い、又は介護保険施設を運営する者をいう。

ア 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を除く。）

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を除く。）

エ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 主に身体の介助に従事する介護職員として、10月1日における同一の介護サービス事業者が事業を行い、又は運営する介護サービス事業所での就業年数（当該介護サービス事業所を退職し、再び就業した場合において、退職前に当該介護サービス事業所に就業していた期間は、当該就業年数に算入しない。以下同じ。）が1年、3年、6年又は9年である者

- (2) 第5条第1項本文の規定により申請する日において就業している者
- (3) 就業先である介護サービス事業者に常勤の正規職員として直接雇用されている者
- (4) 市税を滞納していない者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる就業年数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年 20,000円
- (2) 3年 60,000円
- (3) 6年 80,000円
- (4) 9年 100,000円

2 補助金は、前項各号に掲げる就業年数ごとに、1回を限度として交付するものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、介護職員定着支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 介護サービス事業者が発行する在籍証明書（別記第2号様式）
- (2) 市税の納付状況を確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、介護職員定着支援補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護職員定着支援補助金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[別記様式 略]